

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年2月22日（水）16:40～17:01
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 山北 幸泰 農林水産省経営局審議官
- 続橋 亮 農林水産省経営局農地政策課経営専門官
- 川崎 奉以 農林水産省経営局農地政策課経営専門官
- 高橋 一成 農林水産省経営局農地政策課経営専門職

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 坂井 潤子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農地への全面コンクリート打設について
- 3 閉会

○事務局 お待たせして申し訳ありませんでした。農林水産省にお越しいただいております。

「農地への全面コンクリート打設について」ということをございまして、これまでもこの特区のワーキンググループでも何度か御議論いただきましたし、特区の区域会議で元々一昨年から御提案をいただいていたものでございまして、具体的には大阪府から、特にその中でも岸和田市から御要望がありまして、御提案をいただいております。

前回の1月の特区の諮問会議の民間有識者議員のペーパーということでございまして、主な規制改革事項に関する議論の状況ということで、農地へのコンクリート打設については、農林水産省の皆様とこの特区のワーキンググループでの主張で意見が食い違っている

というか、そういうものがございましてということで御紹介いただいておりますけれども、それを受けて、農林水産省のほうで今後の検討状況ということで、今回1枚紙の回答をいただいておりますので、その点について御説明をいただいて、御議論させていただければと考えております。

八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをわざわざお越しくさいますして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、このペーパーについて御説明をお願いいたします。

○山北審議官 この件については、大変お世話になっております。経営局審議官をしております山北と申します。

まず、これまでどういうお話をしてきたかと、既に何度もお話しさせていただいているのでお分かりかと思っておりますけれども、元々大阪市からの提案というのは、全面コンクリートを打設した上に、言ってみれば、農産物の生産施設を造るということなので、言ってみれば、農業用施設を造れるようにしてくれということですので、これについては、そういう意味では転用ということになりますけれども、今でもできるということでお答えさせていただいております。

ただ、この後ろについては、どうもそれを農地というままにすることによる税制上の扱いということのようございましてけれども、そこは農地法の解釈と税制は必ずしもリンクしていないということと聞いておりますし、また、評価についても、言ってみれば、農用区域内に造る農業用施設ですとか、市街化調整区域の中に造る農業用施設ということであると、相当程度配慮されていて、宅地のようにないということはここでも御説明してきたということで、御理解いただいていると思っております。

そういう中で、これを引き続き農地ということになると、これまでもそんな御説明をさせていただいたようございましてけれども、現にそういう農業用施設は畜舎であってもそうですし、植物工場でも、別に農地の上ということではなくて、色々な土地の上に建てられるというケースであって、それを農地とすることについては、極めて影響も非常に大きいということだろうと思っておりますので、この点については慎重に検討をしていく必要があるということで、これまでもお答えさせていただいてきたところでございます。

その中で、農地か農地でないかという定義については、これまでも御説明してきたとおり農業用の土地というのは耕作の用に供する土地だということで、その定義を明らかにしてきたということでございますが、大阪府の提案については、そういう意味で、このことによつて何を、どういうことを、言ってみれば、実現したいのかということで、前回は改めて提案者にとりあえずお伺いしておりますけれども、そういった点を明らかにして、その上で何が必要なのかと考えていくべきものではないかと思っております。

そういう意味で、その提案内容は本当に何が狙いなのかと。植物工場ができるかと言われるれば今でもできますということですし、税の扱いについて言えば、今も配慮されていま

すし、農地の解釈とリンクしていませんということだろうと思います。

ただ、今日申し上げたいのは、この話というのは、別に大阪府の提案というよりはむしろ担い手の方々からその規模拡大をするような局面において、色々な形でお話としては出てきています。それも本当に何がネックかと言うと中々また難しいのですけれども、お話としては出てきているので、また、農業をやっていく上で、コンクリートを張るということ自体は、それは大いにあるのだろうと知っているわけです。例えば、色々な農産物を搬出するとか、これから色々AIだ、ICTだということで、自動機器をそこで動かそうとかと考えたときに、農業そのものが色々な形態があるというのは、我々は全然否定してなくて、そこはあるのだろうということは前から申し上げているところでございます。

そういう意味で、どういう形にするのがより良い規制になるのかというのは、そういう意味で、少しちゃんと検討していきたいと思っているところでございます。そういう中で、この中間管理事業を平成26年3月に施行されておりますけれども、5年後見直しということもあるので、そういう中で、この規制のあり方、そういった声が担い手から出ていることを踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

八代委員、何か御意見はありますか。

○八代委員 けれども、提案者の意図が何かというのは、そちらとしてなぜ考慮しなければいけないのかということで、提案者がこういう要望をしている、今コンクリートを打った土地を農地にしたいというのであれば、それは農林水産省の観点からいいか悪いかを言えばいいのであって、それによって提案者がどんなメリットがあるかということまで考える必要がなぜあるか。何か非常に悪意を持って別のことをやろうというならともかく、それはまた税務当局とまた必要があれば提案者が交渉すればいいわけであって。

○山北審議官 その悪意と言うのはちょっと私もよく分かりませんが、こういう設備を造りたいということであるならば、申し上げているように造れますよと申し上げます。税の話についても一定の配慮をされておりますように聞いていますということも申し上げます。

○八田座長 提案者としては、農産物をとにかく作りたいのです。農産物を作りたいけれども、転用には手間とコストがかかるというのがそのときの説明でした。だから、農産物を作るのだし、今は農地でやっているのだから、その農地で農産物を作り続けられるようにしてくださいというのが要望だと思います。

農産物以外のものを作るのならば転用ということもあり得るのかもしれないけれども、これは新しい形態として、40年、50年前には考えられていなかったような形態で農産物ができるから、一旦コンクリートを敷いたら元に戻せませんという農地の定義よりは、農産物を作るところというほうが素直ではないかと我々も思ったということです。

○山北審議官 ただ、そういう意味では、まさしく農業の用に供されている土地というのは、例えば、畜産だったら鶏を飼うと言ったら、言ってみれば、いわゆる農地は要らなく

て、現にやっているところはいっぱいあるわけで、それを規制するという話はかなり乱暴かなというのは当然ながら思っております、そういう問題が発生してしまいます。

もう一つ、大阪府のことについて言えば、以前も議論があったと承知しておりますけれども、まさしく耕作の用に供するためにいい状況をつくろうということで、今まさに、言ってみれば、国費も投入して基盤整備をしているのです。現に国費も投入して、耕作しやすい区画形質をしていこうということで、そこにコンクリートを張ってという話になってしまうので、それであれば、別に耕作の用に供しやすいような状況にする必要も元々ないわけです。

○八田座長 ないです。

○山北審議官 だから、今まさしく現に工事中という話になってしまうので、そういったところについて、何をもってということだと思っております。まさしく、現に規制がかかっていないところに規制をかけるという問題があるということと、大阪府の件について言えば、今まさしく耕作しやすいような区画形質を造ろうとして公費を投入して、基盤整備している。そこにコンクリートを張るという形になってしまっているのです。

○八田座長 しかし、農産物を作りたいということがあって、それがより安く消費者が求めるものが作られるのならば、元々そこに基盤整備をしようとしたことがおかしかったということでしょうね。

○山北審議官 だから、最初から外せばよかっただけではないでしょうかと私どもも申し上げているということです。

もし、そういう計画のもとにやっているなら、そういう計画かどうかということも前も議論があったように聞いていますけれども、そこも事業部局にはそういう話は来ていないようですので何とも申し上げにくいのですけれども、ただ、そういう提案ということも離れて、ただ、我々が3、4に書いてきたのは、むしろもう少し本当にちゃんとまさしく議論があるので、今にふさわしい農地の規制のあり方は他にないのかという観点からすれば、この特区というよりは全体の中でむしろ検討させていただきたいということです。

○八田座長 それは分かりますけれども、特区は早いのです。特区は色々やることが早いから、まず、実験をするのに向いているというのが趣旨ですね。

○山北審議官 だから、その実験の事例として、私は公費を取る必要がない、それが本当にいい事例かどうかということを中心にきちんとしていかないと、そういう意味で検討していきたいと我々も思っているのです。

○八田座長 それでは、今のポイントは、公費を投入したところに、今農地のまま別の形、コンクリートを張る形で農産物を作るというのは、公費を投入した手前、場所がおかしいのではないかと。

○山北審議官 だから、現在進行中なのです。一定期間が経過して、情勢の変化があつてということはある得る。そのときは、先ほど言いましたように、転用という形でやってもらいますけれども、それは今も可能になっているわけです。農用地区域内の中でも造れる

ようになっているわけです。

○八田座長 この要望者のポイントとしては、私の理解では、手続にかなり費用がかかる。そうではなしに、農産物を作るのだから、農地のままでやらせてくださいと、非常に自然な要望だと思うのです。

○山北審議官 農用地区域を外すとかそういう話であるならば、それは一定の期間がかかると思うのですけれども。

○高橋経営専門職 農用地区域から外すであったり、用途区分を変更するという手続があるのであれば、それは公告・縦覧とか一定の手続があると思いますけれども、基本的にそのところに農業用施設を造るということであれば、転用許可の基準も周辺の農地に悪影響を及ぼさないとかそういうところがございますので、あと、転用する上ではそういった費用は徴収しておらず、都道府県によっては、建築確認と転用というのはある程度リンクした運用をしているというところもありまして、そういったところから建築確認のコストが非常にかかってしまうという要望を受けた事例はございましたけれども、そのコストというのが転用に伴うどういうコストなのかというのをちょっと教えていただきたいです。

○八田座長 要するに、農地のままだったらかかる必要がない費用がかかるということです。もちろん建築基準法の問題もあります。建築基準法の問題も、農地のままだといいいものが、例えば、トマトの工場を工業用地で造るとなると、建築基準法規制がかかってしまって大変だったということはありません。

○山北審議官 その話はちょっと違うのではないかと思いますね。今、転用にコストがかかるかどうかということですから、転用許可申請をしていただくということだけなので。

○八田座長 コストと時間がかかると聞きましたけれども、そこはどのようなのですか。

○山北審議官 農用地区域から外すとか、そういう話だったら一定の期間がかかるというのはよく分かるのですけれども。

○藤原審議官 これは提案者から時間がかかるという話をいただいている、それは個別具体的なお話をしたので、実際に議論していただいたほうがいいかもしれませんけれどもね。

○八田座長 そうですね。時間とコストがかかるというのが、私の聞いた話です。時間はあまりかからないということですね。

○山北審議官 転用のみであれば、そうですね。区域から外すというのは別ですよ。農振地域から外すとかそういう話であるなら別ですけれども、ここでおっしゃっているのは、まさしくそういうことではないと思いますので、農業用施設として使うのだからということでおっしゃっているわけですからね。

○八田座長 そこがイシューならば、それは聞いてみますか。

○藤原審議官 そこしか論点がないというのであれば、両者でそこで議論していただくというのが一番かもしれません。

○八田座長 一番いいでしょうね。

○山北審議官 だから、むしろ我々としては全体の中でこういう要望というのはパラパラということであるのですけれども、色々なお話をされていて、そういう話も聞いているので、全体の中でむしろ検討させていただきたいなということです。

○八田座長 分かりました。

これは、今の要望者が我々に言っているのはそこです。

もう一つ、もちろん先ほどおっしゃった税の問題があると思うのですが、大きな問題としては、農地の税を安くしておくのが大問題ですね。要するに、同じものを生産するのに、こっちは高い税で、こっちは低い税というのはやはりまずいので、両方とも高くするか両方とも安くするかしないと、最新の技術が使われなくなってしまいます。

そのことを考慮すると、新しい技術が出来てきて、トマトを工場でできるようになった場合には、二つの選択肢のどちらかを選ばねばならないと思います。第一は、トマトは農産物ではない、工場製品であるとして、トマトを生産する土地は、農地として認めないというものです。要するに、トマトを作るのは工場で作ろうが泥の上で作ろうが、これは農産物ではない。そして、高い税を、農地と言われていたところにもかけるというなら、筋が分かる。第二は、トマトを工場用地で作っても、そこは農地と同じ課税をする。どっちかだと思うのです。

それを今のように差別しているのは、要するに、元々の矛盾が表に出てきたという話で、これは是非とも考えていただかないと、これからの新しい農業技術の生産性の上昇が組み入れられないと思うのです。

○山北審議官 今の話というのは、例えば、今、植物工場を農地の上ではなくて宅地の上でということで作っておられる人のところを、農地法の規制をかけてということをおっしゃっているのですか。

○八田座長 選択肢としては、そっちに税を取るならば、普通の泥の上に作ったトマトにも土地に対する税は払ってもらわなければならないので、ここはイコールフットィングでなければしょうがないのです。その矛盾が、今出てきたのです。そうしないと、新しい技術はどんどん採用されなくなります。要するに、泥のままでやるほうが優遇され続けるわけですから。

○山北審議官 そこは別に農地というよりは、色々な工場とかそれも全く同じ話なので、税のところということで、まさしくそれが税のところの議論をしてもらうべき中身かと思えます。

○八田座長 だから、これは大きな問題ですけれども、同じ農産物を作るのに、要するに色々なタイプの土地で作ることができるとしたら、課税は均等にしないと生産の歪みが生じてしまいます。

○山北審議官 そういう意味では、それこそ農地、トマトを耕して作るのと、言ってみれば、農業施設であるならば、相当程度タックスが同じになっているわけではないので、その限りにおいてはかなり公平性は、現に造成費を足すぐらいの話になっているわけですから。

○八田座長 原則の問題として、農地に対する課税の優遇ということ自体の矛盾がこうい
うことで明らかになっているのではないかと思うのです。その根本問題を解決される必要
があるのではないかと思います。

○高橋経営専門職 農地はあくまでも課税が優遇されているというよりは、むしろ土地の
価値がそもそも低いので、それに見合った課税がされている。そこは税の考え方をどう考
えるかということなので、私どもから答えにくい部分ではあるのですけれども、例えば、
農業用施設用地というのは、その近傍の農地にコンクリートを張った部分の造成費という
客観的な価値が上がっている部分を評価していると、固定資産課税の担当部局であれば、
そういう考えでやっているところもございますので、税をどう考えるかというのは我々で
は中々お答えしかねる部分と認めてございます。

○八田座長 土地と上物とあるけれども、上物は別にして、土地に関しての評価が農地と
住宅地ではやはり違うのです。そこが、農業振興のためにやるのならそれはそれでいいけ
れども、そして、それは農産物を作る場所については全て同じ共通の土地の税をかける
べきだというのは大原則であると思うのです。ここから離れますけれどもね。

先ほどのとりあえずの話は、手間がどれだけかかるかということが一つはありますね。
しかし、それだけで全部が終わるわけでもなくて、税に関する公平性の問題は残ると思
います。

○高橋経営専門職 すみません。先ほどの手間ということでございますと、現場現場で色々
と事例はあるかと思いますが、標準処理期間というものを定めておきまして、申請者がそ
の転用について農業委員会にまずはそちらのほうを出していただきますが、その後、検証
して、許可権限は知事でございますので、知事に送付するのは3週間以内にやるようにと
いうことを示しております。

その知事から申請者に対して許可通知をする期間が2週間であるようにということを標
準処理期間として定めておきまして、現場現場でケースによっては違うと思いますが、例
えば、半年とか1年とか、そういうところが行政のほうで時間がかかっているものでは、
一般的にはないのではないかと考えております。

○八田座長 分かりました。

これについては、ともかく要望者の意見を聞いてみましょう。そのことがそこで何らか
の解決をすればそれはそれでいいし、税が異なる話でしたら、それはまた別の議論だと思
います。

○藤原審議官 事務的に1点ですけれども、その標準期間は何で決められていますか。何
か通知のような類いですか。

○統橋経営専門官 事務処理要領で決められています。

○藤原審議官 そうですか。ちょっとそれをいただいてもよろしいでしょうか。まさにそ
ういうものがあるのに、どれだけかかっているか、かかっているのかというのをまた提
案者とも相談します。制度をいただけますでしょうか。

○続橋経営専門官 はい。

○八田座長 どうも審議官にお出ましいたきまして、どうもありがとうございました。